

令和8年8月26日現在

玉造小学校の『非常変災時の臨時休業措置』とする基準

◎午前7時の時点および午前7時～始業時刻に

ア. 気象庁より大阪市に次の気象警報が発令された場合

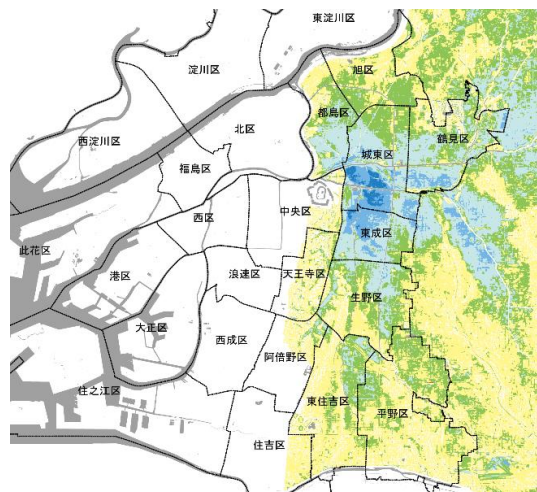
警戒レベル	大雨	土砂災害	高潮	暴風	暴風雪
レベル5相当	大雨特別警報	土砂災害特別警報	高潮特別警報	暴風特別警報	暴風雪特別警報
レベル4相当	大雨危険警報	土砂災害危険警報	高潮危険警報		
レベル3相当				暴風警報	暴風雪警報

イ. 大阪市(大阪市長)より中央区のいずれかの地域に次の河川氾濫にかかる避難情報が
発令された場合

警戒レベル	河川氾濫	
レベル5	緊急安全確保	命の危険があるため、直ちに身の安全を確保する
レベル4	全員避難	危険な場所から全員避難する
レベル3	高齢者等避難	危険な場所から高齢者等は避難する

※「淀川水系寝屋川流域」が氾濫した場合、
玉造小学校区の一部に浸水が想定される
区域が含まれます。

詳しくは[大阪市水害ハザードマップ](#)を
ご確認ください。



ウ. 大阪市のいずれかの地域において、気象庁が発表する 震度5弱以上の地震 が
発生した場合。